

社団法人沖縄県教職員共済会本部会館設計競技への質疑

Q1 敷地Bを駐車場としても良いですか

A:ご質問の通りです。

Q2 資料②の表「食堂」の欄で、「小部屋の一つを和室」とあるが、その小部屋は固定間仕切りによる部屋、一室ととらえてよいでしょうか

A:ご質問の通りです。但し、資料②の通り、残りの小部屋2室については、可動間仕切りにより、2室一体利用及び個別に利用できるように計画してください。

Q3 敷地Bの部分に上屋を計画しない事、の主な理由は何でしょうか

A:①公共下水道の埋設があり、関連機関との打合わせにより、これらのメンテナンス等を考慮して上屋は設けないことにしています。
②周辺住居の通行路の確保、近接している住居への影響を考慮して上屋は建設しないことにしました。

Q4 応募用件としまして、代表の一級建築士は何案でも提出可能なのでしょうか？

A:複数案を妨げる理由はありません。

Q5 現建物を解体する際に、その一部を装飾等に使用することは可能と思いますがいかがでしょうか？

A:ご提案の内容となりますので、各提案者で判断してください。

Q6 (12)その他に「敷地Bに上屋は計画しないこと」とありますが、将来的には別棟での利用も考えられるのか、敷地範囲を外れ別敷地となる可能性はあるのか、埋設配管だけの問題なのか教示ください。

A:Q3を参照してください。
また、別棟及び別敷地とする予定はありません。

Q7 (12)その他の「再移設の記念樹」の大きさ・本数・樹種が決まっていたら教示ください。

A:基本的には入口部分、南主庭にある6本を対象にしています。
現状の位置、樹種、大きさ(幹周)は別紙「移設予定樹木」の写真を参照してください。

Q8 別紙②資料の事務所部門で、賃貸部分の(A)～(D)は想定なのか、決まっていたら事務所業務内容を教示ください。

A:賃貸部分への入居団体等は決まっています。事務所業務内容は、一般的な事務作業及び外来者、関係者への対応等になります。別紙②資料「特記、備考」を参照してください。

Q9 工事期間中に記念樹を別場所にて管理するが、再移設をするためのスペースを計画することとありますが、別場所にて管理とは、敷地内でその場所を確保する必要がありますか。また、再移設のスペースはどの程度想定したらよろしいでしょうか。

A: 工事期間中は、別敷地にて管理します。
再移設のスペースについては、Q7を参照してください。

Q10 (株)沖教済情報サービスの専用非常用発電源を計画するとありますが、指定面積の100 m²の中で振り分けるのでしょうか。それとも、別場所にて計画するのでしょうか。また、非常用発電源の予定規模を教えてください。

A: 別紙②資料の面積、100 m²には含まれていません。
電算室には2ラック程度のサーバーが設置されますので、適宜ご判断ください。

Q11 建築設計要件に延べ床面積が3700 m²程度とありますが、要求諸室のリストの面積を合計した数値2048+ α m²と大きな開きがあります。駐車場等(ピロティ? 地下?)の面積を想定して3700 m²となっているのでしょうか?

A: 別紙②資料を参照し、適宜ご判断ください。

Q12 敷地Bに上屋の計画はしないこととありますが同一敷地として考えて良いのでしょうか?所有者が違い(借地)、隣地扱いになることはありませんか?別紙5資料の色塗り部分に影響を及ぼさなければ、敷地Bにも建築可能でしょうか?

A: 同一敷地です。
Q3, 6を参照してください。

Q13 既存の八汐荘の平面図等があればいただきたいのですが(特に教職員共済会事務所部分)

A: 建物を利用する側の安全性等を考慮して、公表はできません。

Q14 指定されている3700 m²以内であれば、要求されている賃貸部分以外に、地域の活性化や一般利用者を見込んでの貸店舗等を加えた提案をしてもよいでしょうか?

A: 要項の主旨を踏まえながら、適宜ご判断ください。

Q15 南東側の隣地(現在駐車場)に建築の計画等がありますか?

A: わかりません。

Q16 道向かいの共済会館別館との兼ね合いはありますか?

A: 適宜ご判断ください。

Q17 前面道路から分岐した敷地 B の入り口の進入路は道路でしょうか？私有地でしょうか？

A: [別紙 前面道路公図\(274\)](#)にあるように、ご指摘の部分は274番地に在しており、登記上は公衆用道路です。

Q18 敷地Bの水路は暗渠として蓋をして、駐車場などに利用(メンテナンス可)することは可能でしょうか？

A: 可能です。

Q19 記念樹の移設を予定しているようですが、敷地のどこにある樹木でしょうか。

A: Q7を参照してください。

Q20 応募案の提出方法について、規格用紙 2 枚以内にまとめる、とあるが、図面等の提出物はA1パネル2枚提出するということでしょうか。

A: ご質問の通り、図面はA1サイズ2枚以内として、その他に模型を提出してください。

Q21 敷地の東北側に石積みのような擁壁が存在しますが、構造計算によって安全が確認されている擁壁でしょうか？撤去などの判断は設計者がしてよいのでしょうか。

A: 構造計算によって安全性が確認されていません。撤去などは適宜ご判断ください。

Q22 応募案の体裁について、計画建物をパース等の具体的な表現を加えても宜しいですか？

A: 適宜ご判断ください。

Q23 提出模型の材料はスチレンボード以外のものは、どの程度認められますか？

A: 審査会等へ移動することを想定していますので、移動等することを考慮して、適宜ご判断ください。

Q24 別紙③の資料「組織図及び配置説明図」について「同じ室」とありますが、全てを一室にまとめそれぞれはコーナーとしてオープンな状態が良いということ为宜しいですか？

A: ご質問の通りです。

Q25 当敷地の前面道路は角地扱いの対象になりますか？その他にも前面道路について情報があればご教示下さい。

A: 前面道路は那覇市道松尾北線です。
角地等の指定については、「那覇市建築基準法の施行に関する規則」をご確認ください。

Q26 要項内(10)建築工事費の「食堂厨房機器・内装仕上げ等」とありますが、厨房内の内装仕上げはすべて別途で宜しいですか？

A:ご指摘の通りです。

Q27 記念樹について具体的に(位置・樹種等)ご教示下さい。

A:Q7を参照してください。

Q28 那覇市建築関係(景観)条例がHPからアクセスできません。内容を別途公開していただけないでしょうか？

A:那覇市都市計画課及び建築指導課のホームページからアクセスしてください。

アクセスできない場合は、下記アドレスから「那覇市例規集」へアクセスして検索してください。

http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_menu.html